

厚生労働省ご説明資料

ご提示いただいた「本日のヒアリング事項(介護分野)」について、各項目ごとに検討の方向性を記載させていただきました。検討がまだ足りていない部分もあると思いますので、ご指摘を踏まえて引き続き検討を行ってまいります。

1. 情報公表制度の見直しについて

【論点】

- (1) 利用者等による介護事業者選択に資する情報の充実・整理
- (2) 利用者の利便性向上のための機能の追加
- (3) 情報公表システムの周知徹底

【検討の方向性】

利用者の方にとって使いやすくなるよう見直すとともに、制度が普及するよう努力していく

- (1・2) 利活用の調査・研究を実施し、情報の見せ方の改善など利用者の利便性を高める観点から、システムのリニューアルの具体的内容を検討
- (3) 情報公表制度の周知は引き続き実施

2. 第三者評価制度の見直しについて

【論点】

- (1) 受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援
- (2) 受審に係るインセンティブの強化
- (3) 利用者選択情報としての位置付けの強化
- (4) 評価機関・評価調査者の適正化・標準化



【検討の方向性】

- (1) 各都道府県における高齢者福祉サービスの具体的な受審状況の公表を行うとともに、第三者評価事業の受け方・活かし方等をまとめた手引書の作成等により受審促進を図っていく。
- (2) 受審により社会福祉法人監査の回数が少なくなる等のメリットの周知を行うとともに、更なるインセンティブ強化策について検討していく。
- (3) 介護サービス契約時に第三者評価事業の受審状況の説明を行うことや、情報公表システムで第三者評価事業の受審状況をよりわかりやすく表示すること等について検討していく。
- (4) 評価機関・評価調査者の全体的な質の向上を図る観点から、高齢、障害、児童といった分野別研修の充実など、必要な措置を講ずることを検討していく。

3. 介護サービス契約の柔軟化について

【論点】

- ・介護サービス提供方法の柔軟化、価格の柔軟化、実施体制の確保、ガイドラインの整備

【検討の方向性】

利用者や事業者がサービスの利用や提供を行いやすくするための対応について可能な範囲で検討

保険サービスと保険外サービスを組み合わせることは、現在でも、適正な保険給付の確保や利用者保護などの観点から設けられた一定のルールの下で可能となっている。

その上で、利用者・事業者・保険者などの関係者の理解を深め、適切に組み合わせ提供されるよう、実態や関係者の意見も十分に踏まえながら、現行の基準・ルールについて、一覧性や明確性を持たせることで、関係者に分かりやすくなるよう整理を行う。

また、その取組と合わせて、利用者の利便性の向上等の観点を踏まえ、こういった対応が考えられるか、引き続き検討を行う。その際には、上述の観点到十分留意する。

4. サービス供給の在り方の見直しについて

【論点】

- (1) 介護保険事業計画においてニーズを反映したサービス必要量・種類・内容的確な落とし込みが行われるよう、国が地方公共団体に示す基本指針に明記すること
- (2) 公募の公平性・透明性確保のためのルール策定

【検討の方向性】

介護保険事業計画が適切に策定されること・事業者に対し公明正大に選定が行われることについて前向きに検討

- (1) 介護保険事業（支援）計画の策定に当たっては、高齢化の状況、地理的条件、独居等の家族構成などの地域の実情に応じ、当該地域のニーズや課題を踏まえて必要なサービス見込み量を推計することが重要。第7期計画の策定に向けて、自治体がより地域のニーズを反映した見込み量を推計できるよう、調査手法等を記したマニュアルの配布や、地域包括ケア「見える化」システムの充実を図るとともに、これらを活用した見込み量の推計における的確なニーズ把握等について基本的指針に記載することなど、国としても必要な支援を行っていく。
- (2) 地方公共団体が行う独自の公募についての実態把握を行う。

5. その他介護事業展開・業務効率化の支障となる各種規制の見直しについて

【論点】

- (1) 定期巡回、小規模多機能の事業展開上の支障となる規制の見直し
- (2) 介護事業者の業務効率化につながる制度の簡素化
- (3) 社会福祉法人の基本財産への民間金融機関のための担保設定についての規制の見直し



【検討の方向性】

- (1) 介護給付費分科会における平成30年度介護報酬改定に向けた議論の中で取り扱う。
- (2) ICTの普及による業務効率化や生産性向上を図るための取組を引き続き推進。また、平成30年度介護報酬改定に向けては、報酬体系の簡素化の観点も踏まえて、介護給付費分科会で議論する。
- (3) 基本財産は、法人存立の基礎となるものであることから、担保設定について所轄庁の承認を必要としており、一律にこれを不要とすることは困難であるが、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮した上で、現在の規制の見直しについて検討。